

令和元年度金融庁調達改善計画の年度末評価（概要）

令和元年度に行った金融庁調達改善計画の取組結果に係る概要は以下のとおり。

1. 重点的な取組

（情報システム関連調達の更なる改善）

今後も継続して発注することが見込まれるシステム開発案件について、競争性の更なる向上を目的に、既に参入している事業者以外の事業者に対して当該開発案件に係る業務内容の説明を行った。

また、新規事業者の参入障壁を下げるため、「金融庁情報セキュリティポリシー」の開示時期を早める調達ルールの見直しを行った。

今後も当庁のシステムへの関心度を高めるような情報開示に努めるほか、より多くの事業者に対して業務内容を説明し、仕様に係る具体的な意見を聴取していく。

2. 共通的な取組

（調達改善に向けた審査・管理の充実）

一者応募継続案件 9 件について、事業者から見積書の提出ができない理由を聴取した。

聴取した内容において、システム調達案件によっては、次期システム更改までは応札参加が難しいとの意見があった。理由の聴取により直ちに一者応募案件の改善につながらない場合もあるが、応募できない理由の聴取を行い、改善の余地について検討を重ねていくことが重要であると考え、一者応募において見積書の提出ができない事業者に対する理由の聴取は引き続き実施する。

3. その他の取組

上記の取組のほか、見積書の原則 3 者以上からの取得、情報システム調達における事前・事後審査、オープンカウンターコーナーにおける調達情報の公開配布、海外出張経費等のクレジットカード決済の実施、調達情報のソーシャルメディア等による配信及び情報システム担当者等への研修を行った。

今後も、取組結果をもとに、調達する財・サービスの特性を踏まえ、調達改善の取組みを深化させていくこととする。

以 上